

授業支援システム導入業務委託 プロポーザル募集要項

令和7年4月4日

江別市教育委員会

学校教育課

1 プロポーザルの目的

オンライン学習の導入やデジタル教材の利用拡大など教育環境が大きく変化しており、文部科学省が推奨する「協働的な学び」の実現と、新学習指導要領に基づいた教育の実施が、現代社会における教育の質の向上にとって重要となっている。

児童生徒一人一人が他者とのかかわりの中で自分の能力を最大限に発揮できる協働的な学びの環境を提供する授業支援システムを導入するため、他の自治体での実績を有し、操作性、安全性等において優れた業者による公募型プロポーザルを行い、受託候補者を特定するものである。

2 募集の内容

(1) 業務名

授業支援システム導入業務委託

(2) 授業支援システムの要件

別紙「授業支援システム導入業務委託 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）（契約上限額）

29,370,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

3 プロポーザルに係る事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。

（ア）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、江別市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同

法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、江別市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

エ 江別市から「江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

オ 江別市から「江別市暴力団排除条例」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

ケ 令和3年度以降に、仕様書記載のシステムと同種のシステムを学校に導入した実績があること(公立・私立を問わない)。

(2) 企画提案書の作成

別添仕様書に基づき、事業の企画を様式1、様式2に沿って作成すること。

企画提案書の様式等は、原則として日本産業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とする。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(3) プロポーザルの手続等

ア スケジュール

項目	日程
①募集要項等の公表・配布	令和7年4月4日(金)～4月11日(金)
②募集要項等に関する質問受付	令和7年4月4日(金)～4月11日(金)
③プロポーザル参加申込受付	令和7年4月4日(金)～4月11日(金)
④企画提案書受付	令和7年4月4日(金)～4月18日(金)
⑤プロポーザル評価会議	令和7年4月30日(水)(予定)
⑥審査結果の通知・公表	令和7年5月中旬～下旬(予定)

イ 募集要項等の公表・配布日時

令和7年4月4日(金)～4月11日(金)

※応募に必要な書類等は、必要に応じてホームページからダウンロードして、使用すること。(郵送及び来庁しての手渡しによる配布は行わない。)

ウ 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

(ア) 質問書受付期間

令和7年4月4日(金)～4月11日(金)

午前8時45分～午後5時15分

(イ) 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課あてに郵送又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word とする)を添付し提出すること。

[郵送・電子メール]

締切日当日の午後5時15分までに到着したものを有効とする。

いずれも、受信確認の連絡をすること。

提出先 江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課

〒067-0074 江別市高砂町24番地の6

TEL: 011-381-1058 (直通)

電子メールアドレス: gakkoukyouikuka@city.ebetsu.lg.jp

(ウ) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、ホームページ上にて公開する。(令和7年4月15日(火)までに、すべての質問に回答し、公開する。)

エ プロポーザル参加申込書の受付

(ア) 受付期間

令和7年4月 4日(金)～4月11日(金)

(イ) 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課(上記ウ(イ)に同じ)あてに郵送又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word とする)を添付し提出すること。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

[郵送・電子メール]

締切日当日の午後5時15分までに到着したものを有効とする。

いずれも、受信確認の連絡をすること。

オ 企画提案書の作成・受付

(ア) 受付期間

令和7年4月 4日(金)～4月18日(金)

(イ) 提出書類

- a 企画提案書(様式1、2)
- b 仕様と同種のシステムの導入実績(過去3年以内の導入実績が分かる資料)(様式3)
- c 見積書(任意様式)
- d 法人概要書(様式4)
- e 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
- f 誓約書(様式5)
- g 直近の決算書の写し(1年分)
- h その他、企画提案内容の説明に必要な資料

(ウ) 提出部数

6部（原本1部、副本5部）

※カラー刷りの場合、副本もカラーで提出すること。

(エ) 提出方法

江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課（上記ウ（イ）に同じ）まで郵送にて提出すること。

また、郵送の場合には、必ず「簡易書留」とすること。

[郵送] 締切日当日の午後5時15分までに到着したものを有効とする。

なお、受信確認の連絡をすること。

(オ) 注意事項

江別市教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

カ プロポーザル参加に際しての注意事項

(ア) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- a 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- b 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- c 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- d 募集要項に違反すると認められる場合
- e プロポーザル評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- f 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- g 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- h その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(イ) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(ウ) 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

(エ) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（軽微なものを除く。）

(オ) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(カ) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

(キ) その他

- a プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、カ（ア）に定める期限までに提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- b プロポーザル提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- c 提出書類は、江別市情報公開条例（平成14年3月29日条例第7号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- d 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙3）を江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課に郵送又は電子メールにより申し出ること。
なお、郵送後又は電子メールの送信後に確認の電話をすること。

キ 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、仕様書に記載の授業支援システム利用に要する費用の見込額とする。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

4 評価に係る事項

(1) 評価方法

評価は、江別市教育委員会が別に定める構成員により組織された「授業支援システム導入業務委託プロポーザル評価会議」が行う。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル提案者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

(2) 評価会議

ア 開催日

令和7年4月30日（水）（予定）

イ プレゼンテーション等の時間

(ア) プレゼンテーション

20分間以内

(イ) 質疑応答

10分間程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、WEB会議方式で実施する。

なお、開催日時、開催場所、各提案者の開始時間は後日通知する。

(イ) プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとする。

(ウ) 1 提案者当たりの説明時間は20分以内とし、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始することができる。

また、説明開始から30分を経過した時点で質疑応答が継続している場合は、その時点で質疑応答を終了することができる。

なお、提案者が多数の場合は、説明および質問の時間を調整する場合がある。

(詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。)

(エ) 説明は提出した提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

ただし、提案書に記載されている内容を分かりやすく説明するため、授業支援システムを操作する様子を記録した動画を再生することは認める。

(オ) 提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

(カ) 指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めない。

(3) 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 最優秀提案者の選定

江別市教育委員会が別に定める「授業支援システム導入業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定する。

ア 各評価会議構成員は、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、提案ごとに採点を行う。

イ 評価会議構成員ごとにアの評価合計点の高い順に順位点を、次により付与する。

ただし、同順位の提案者が複数ある時は、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とする。

(ア) 1位：提案者数と同一の点数。

(イ) 2位以下：1位の点数から順に1点ずつ減じた点数。

ウ 評価会議構成員の順位点を合計し、順位点の合計が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者として決定する。

エ ウに関わらず、各評価会議構成員の評価点の合計が、評価点の上限の合計点の60%に満たない提案者は選定から除外する。

オ 最高得点者が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者を最優秀提案者とする。

カ 最高得点者が複数いる場合であつて、最高得点者の提案金額の最も安価な者が複数あるときは、最高得点者の提案金額の最も安価な者のうちから、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

(5) 提案者が1者又ははない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点（評価会議構成員の評価点上限の合計点の60%に当たる点数をいう。以下同じ。）を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度募集を実施する。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに提案者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

ア 最優秀提案者の名称及び評価点

イ 全提案者の名称（申込順）

ウ 全提案者の評価点（得点順。応募者の名称は公表しない。）

※ただし、応募者が2者の場合は公表しない。

エ 最優秀提案者の選定理由

オ 評価会議構成員の氏名

カ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

5 契約の締結

選定した最優秀提案者と江別市教育委員会が協議し、仕様を確定させた上で、契約を締結する。

仕様書の内容は、提案の内容を基本とするが、最優秀提案者との協議によって、最終決定とする。なお、契約が不調に終わった場合は、順位点が次点の者と交渉する。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月13日条例第20号）、江別市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月31日規則第7号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(5) 「江別市暴力団排除条例」に基づく通報義務

ア 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、江別市教育委員会に履行期間の延長変更を請求することができる。

7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に、江別市から「競争入札参加資格関係事務取扱要綱」及び「江別市暴力団排除条例」に基づく入札参加資格停止措置を受けた時は、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

8 問合せ先及び各種書類の提出先

問合せ先：江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課

〒067-0074 江別市高砂町24番地の6

TEL：011-381-1058（直通）

電子メールアドレス：gakkoukyouikuka@city.ebetsu.lg.jp